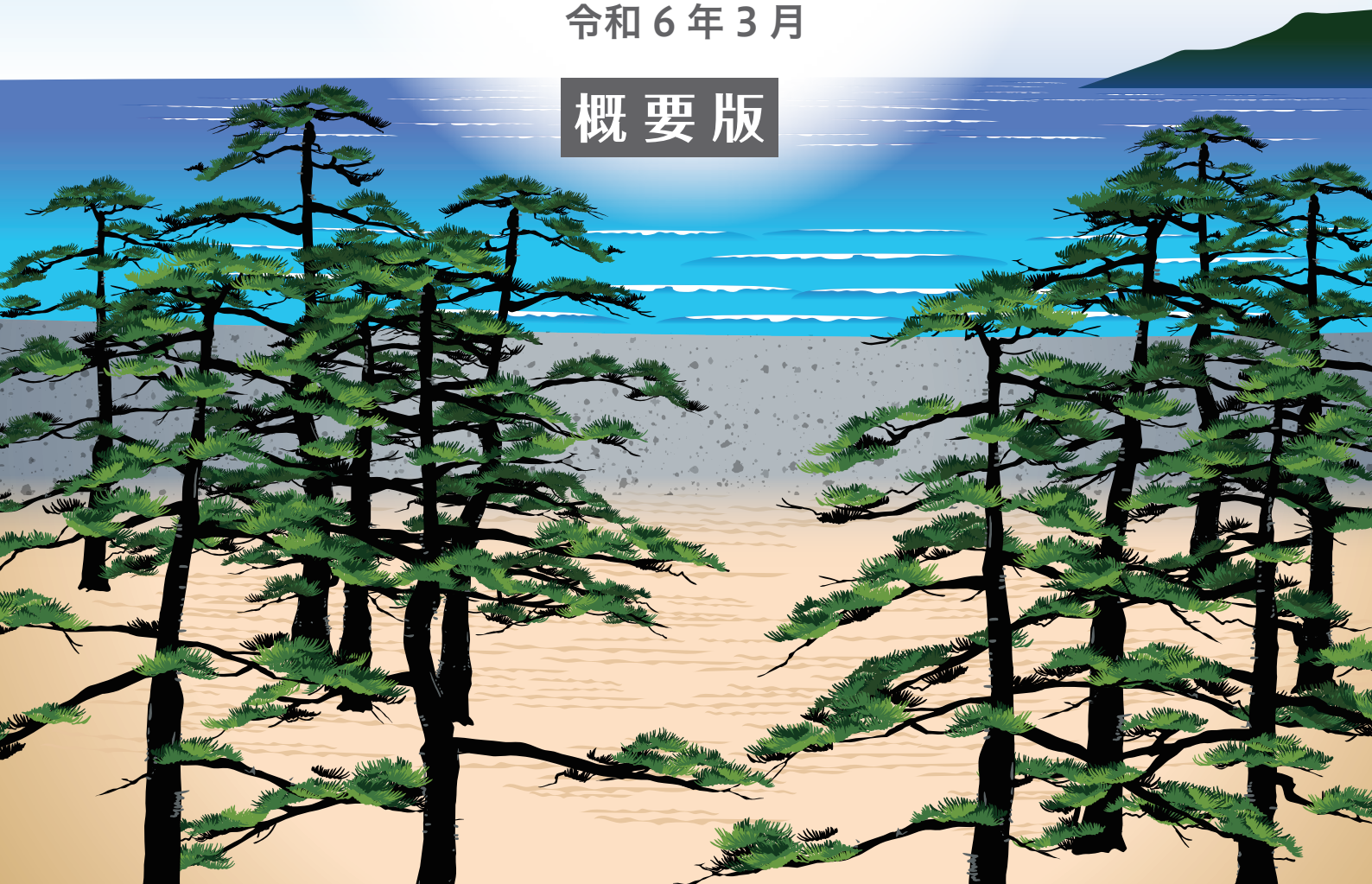


美浜町都市計画 マスタープラン

令和6年3月

概要版



はじめに

① 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン」は、町の政策や住民の意向などを反映して、目指すべき都市全体の将来像や都市の骨格的な姿を描き出し、その実現に向けた長期的な都市計画の方向性を定めるものです。

都市計画法では個別の計画のもとになる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と位置づけられています（第18条の2）。

② 計画の対象範囲と期間

(1) 計画の対象範囲

美浜町（以下「本町」という）は、非線引き都市計画区域である御坊都市計画区域に属しており、町域面積のおよそ2割を占める都市計画区域と、残りのおよそ8割の都市計画区域外から構成されていますが、「美浜町都市計画マスタープラン」（以下「本計画」）では、一体的なまちづくりを推進するため、都市計画区域だけではなく都市計画区域外を含めた町域全体を対象とします。

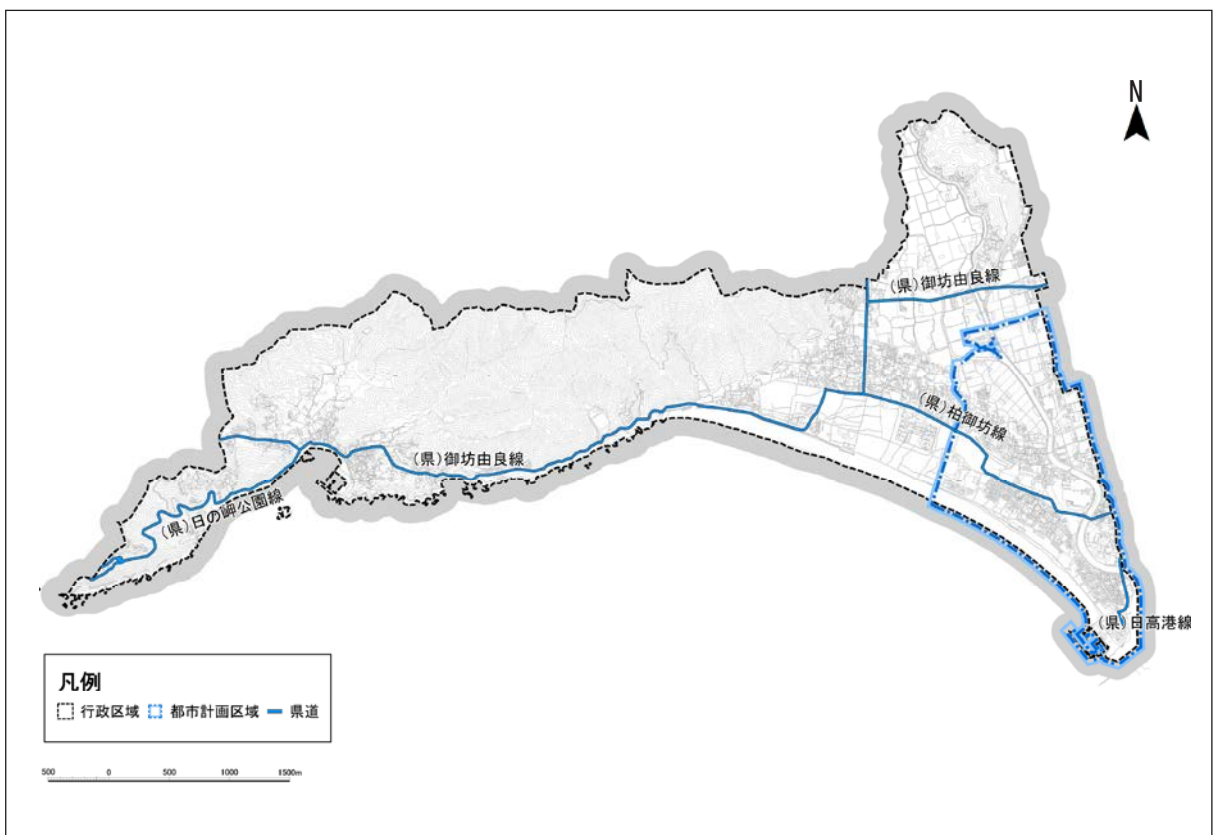


図 計画対象範囲

(2) 計画の期間

都市計画マスタープランは、概ね 20 年後を見据えたまちづくりの基本方針を定めるとされているため計画期間は、令和 6（2024）年から 20 年後を見据えた 10 年後の令和 15（2033）年までの 10 年間とします。

なお、上位計画の見直しや社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

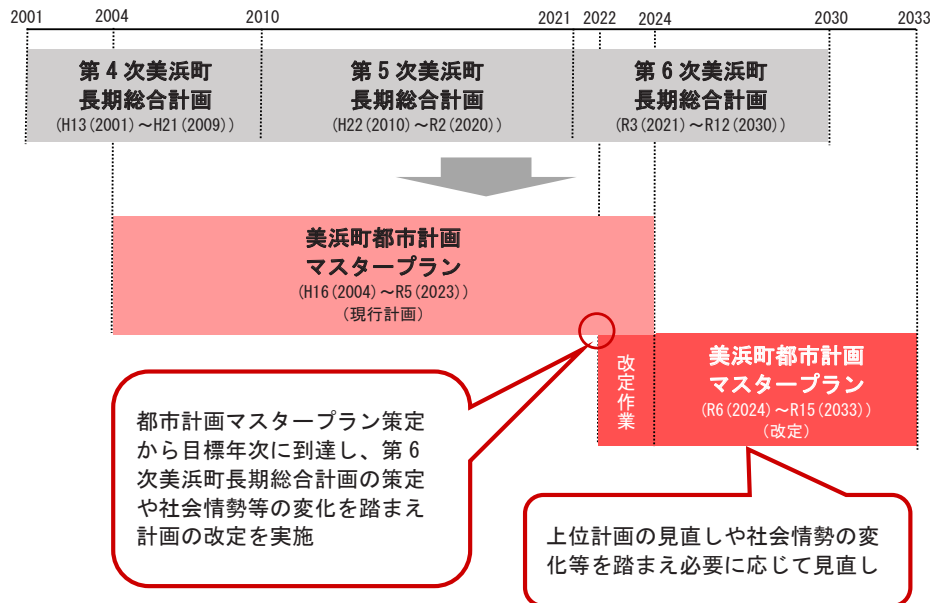


図 計画期間

3 計画の位置付け

美浜町都市計画マスタープランは、「第6次美浜町長期総合計画（令和3（2021）年3月策定）」や県が定める「和歌山県都市計画区域マスタープラン（日高圏域）（平成27（2015）年5月策定）」に即して定め、各種関連計画と整合を図り、連携しながら個別事業を推進します。

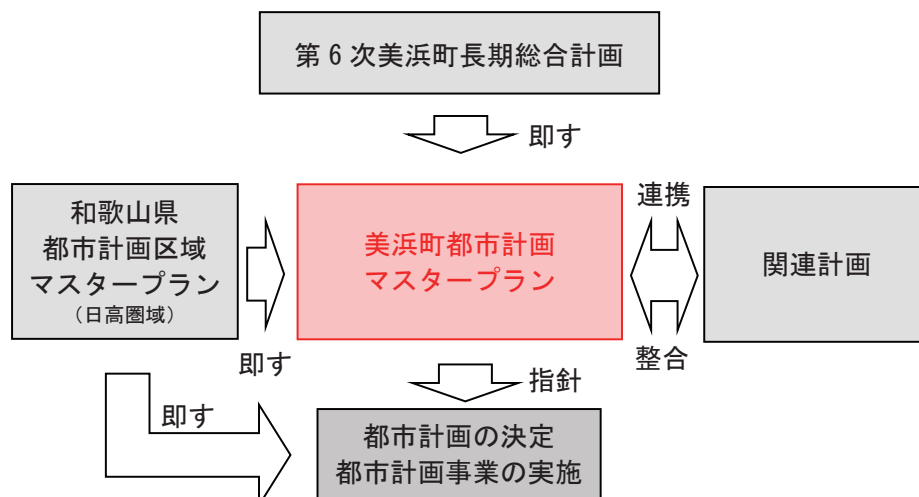


図 計画の位置付け

全体構想

① 目指すべきまちの将来像

(1) 基本理念

海と緑に彩られた強く優しく美しいまち 美浜町

(2) 将来人口

人口の目標については、「第6次美浜町長期総合計画」において、平成27（2015）年策定の「美浜町人口ビジョン」に基づき、令和42（2060）年に5,000人程度の人口の確保を目指しており、本計画の目標年度である令和15（2033）年の人口は、6,337人となっております。

ただし、国交省から都市計画に関する将来推計は実情に即したものとすることと指導されており、本計画に掲載する将来人口推計の値は、社人研を使用することを原則としていることから、以下のとおり、社人研に基づき将来人口を設定します。

目標年次（令和15（2033）年）の将来人口
約5,600人

(3) 将来都市構造

1) 基本的な考え方

本町は、和歌山県下で太地町の次に行政区域面積が小さく、御坊市と一体的な都市計画区域となっております。

特に御坊市とは、市町間の人々の交流もさることながら、本町の住民は、町内に無い高次都市機能を活用しながら居住しております。

そこで、本町では、身の丈にあった都市を目指すため、御坊市と連携することを基本とし、本町内ではさらに生活に必要な身近な拠点を設定するなど、重層的な将来都市構造を設定します。

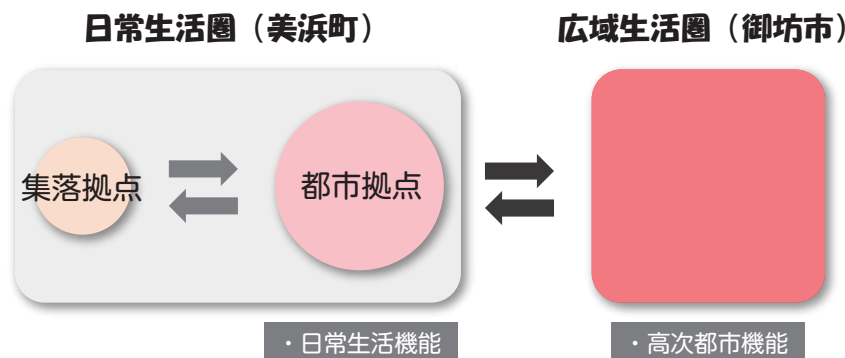


図 重層的な将来都市構造のイメージ

2) 将来都市構造図

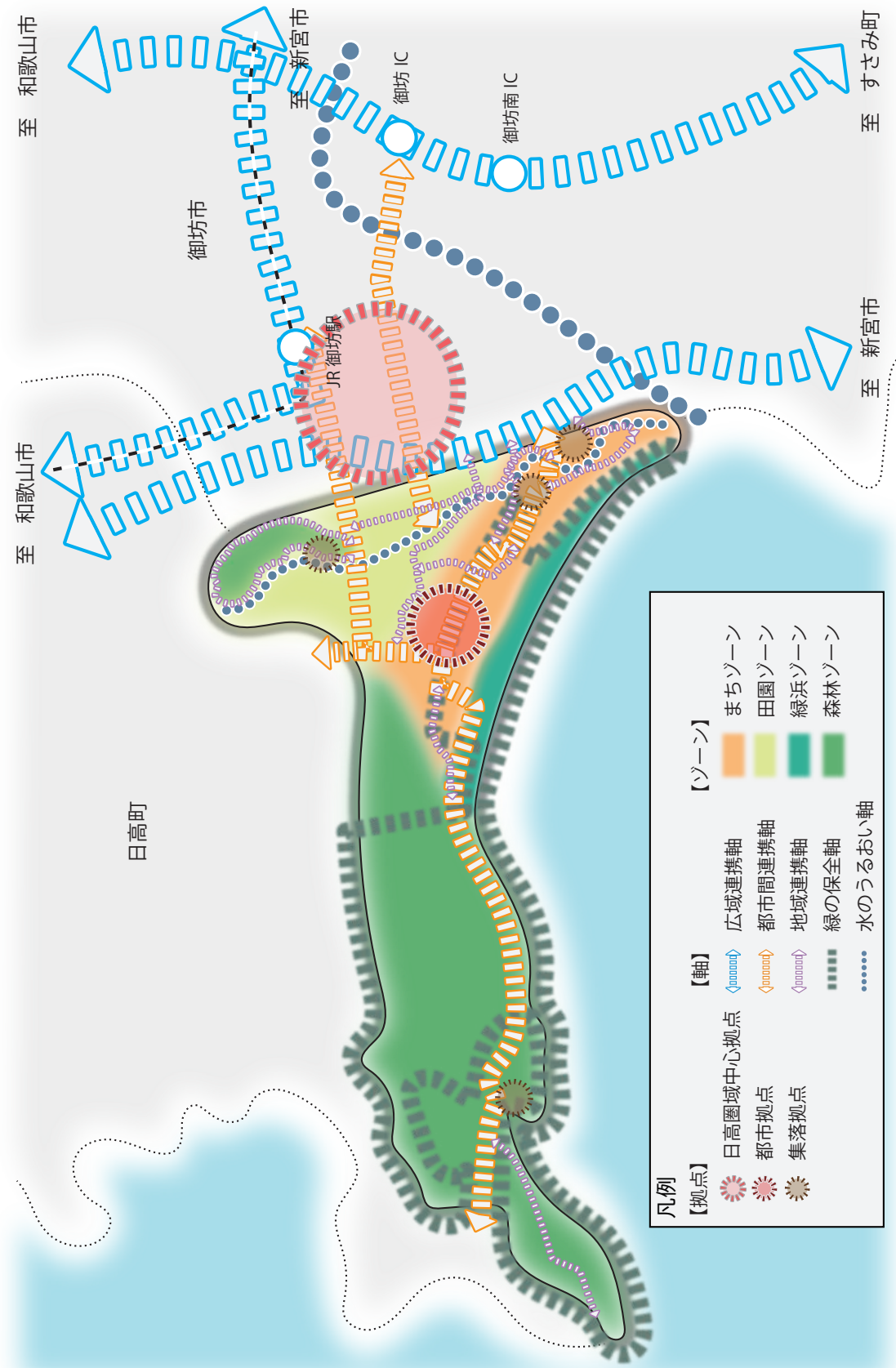


図 将来都市構造図

地域別構想

1 松原地域

(1) 地域の将来像

多種多様な風景のなかに包まれ安全に暮らせるまち 松原

(2) 地域別方針図

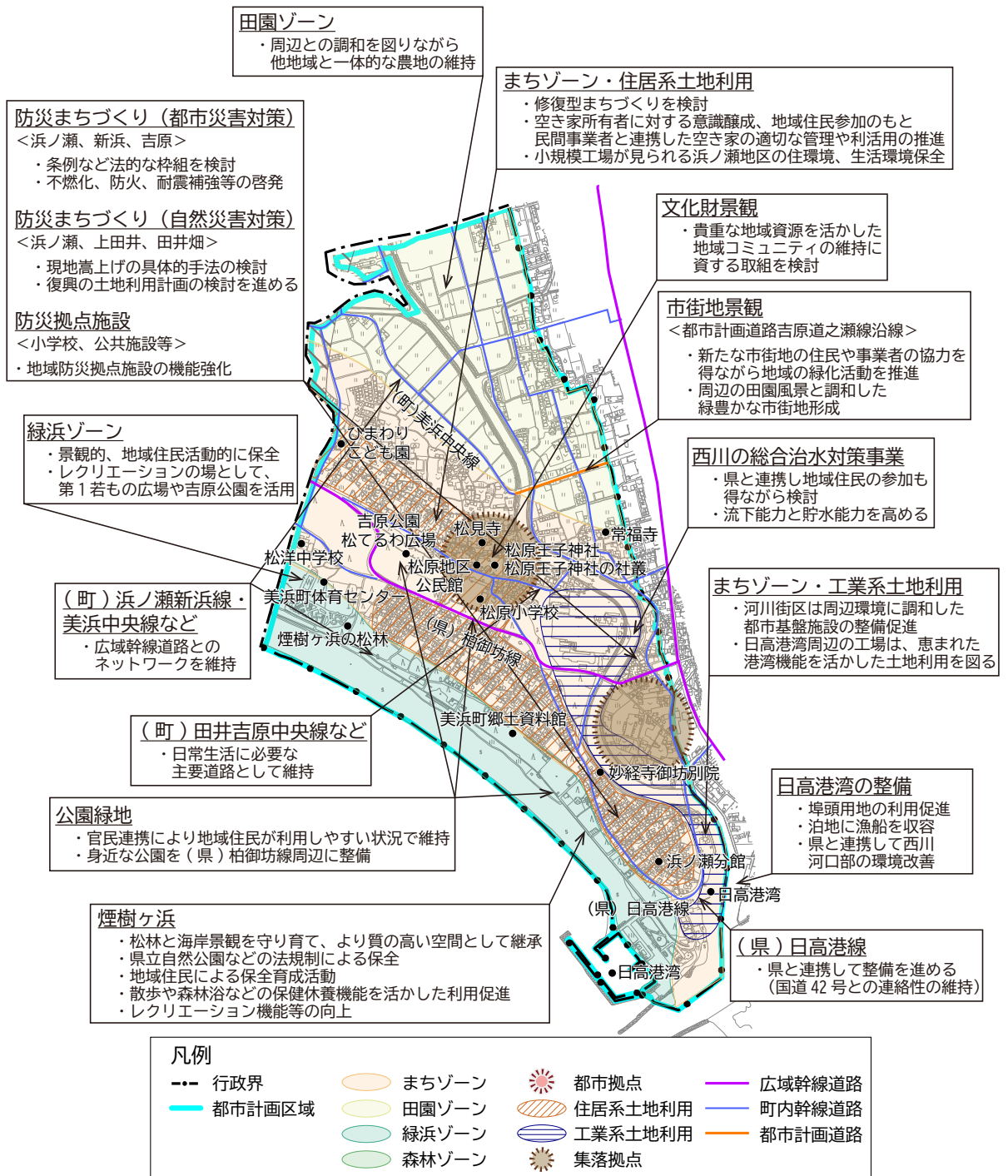


図 地域別方針図(松原地域)

2 和田地域

(1) 地域の将来像

都市サービスが充実したまち 和田

(2) 地域別方針図

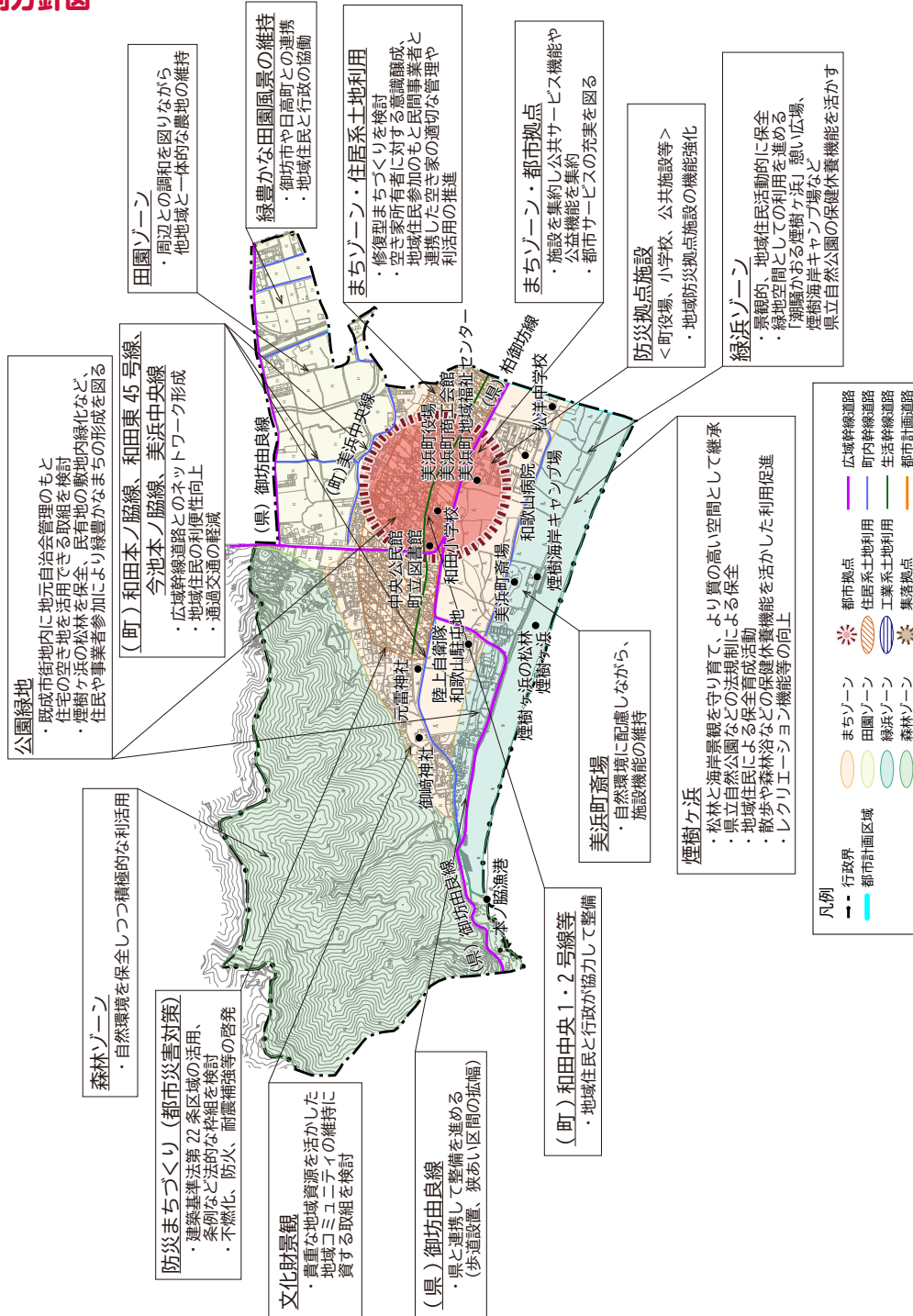


図 地域別方針図（和田地域）

3 入山地域

(1) 地域の将来像

緑と生活が融合するまち 入山

(2) 地域別方針図

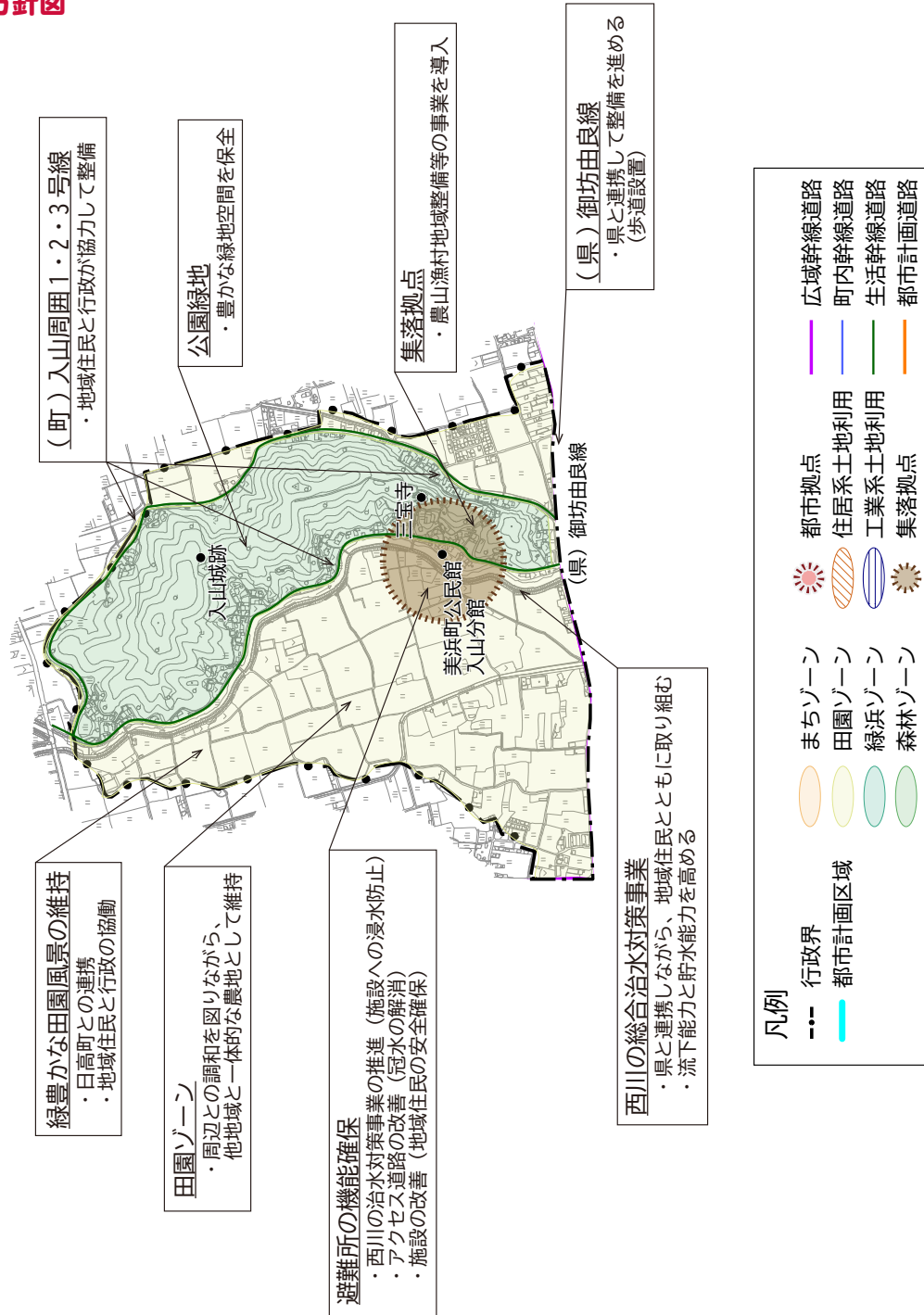


図 地域別方針図（入山地域）

4 三尾地域

(1) 地域の将来像

多様な住まい方と調和したまち 三尾

(2) 地域別方針図

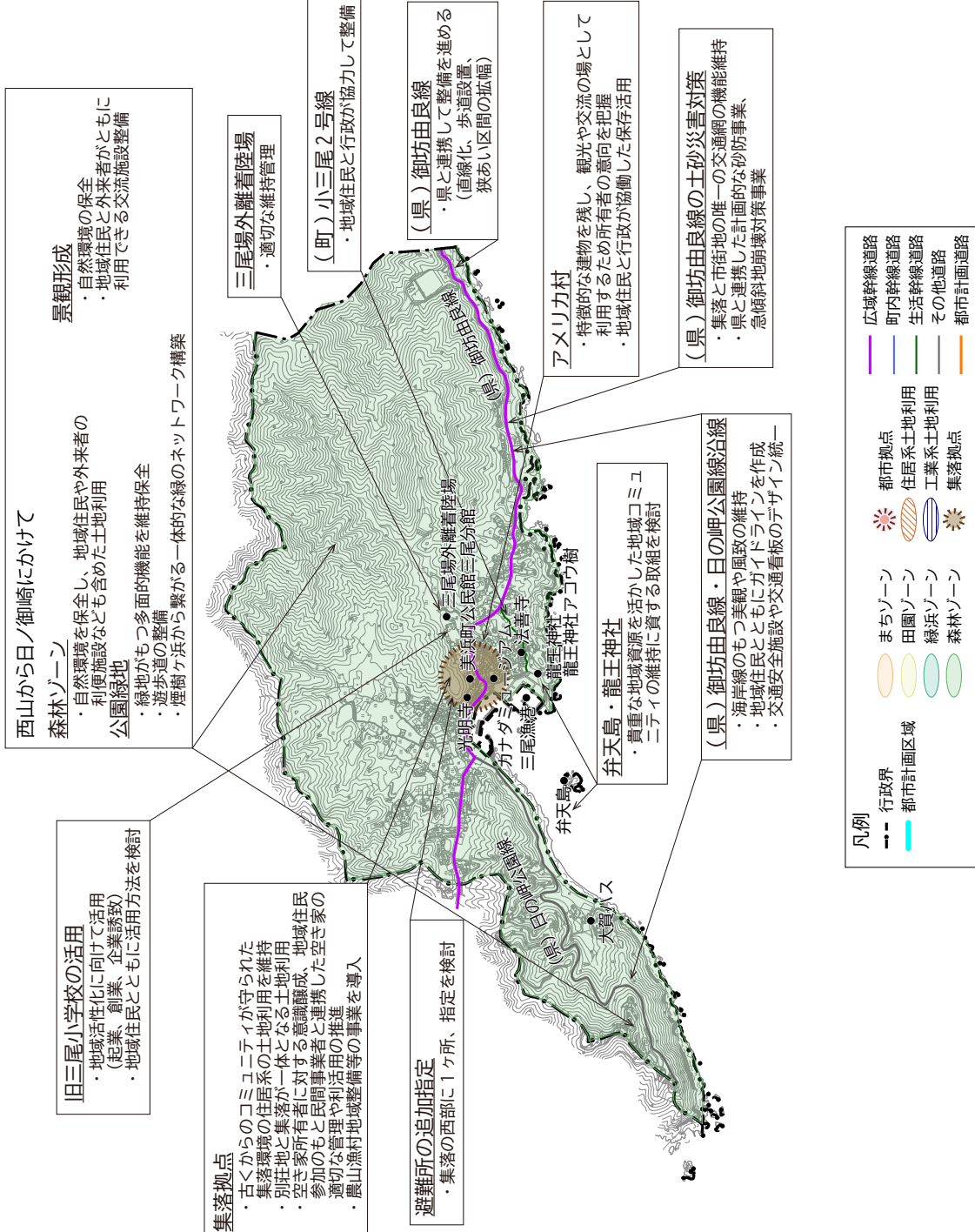


図 地域別方針図 (三尾地域)

実現化に向けて

(1) 都市計画の決定・変更

道路、公園、下水道等の都市施設について、機能的かつ計画的に施設配置を行う必要がある場合には、新たな都市計画決定や変更を必要に応じて検討します。

(2) 都市計画・まちづくりに関する事項

1) 住民ニーズの把握・情報発信

パブリックコメントや説明会等を通じて住民意見の聴取を行うとともに、各種情報媒体（ホームページ・広報誌等）を通じて、都市計画やまちづくりに関する情報の発信に努めます。

2) 手法や制度の周知

地域が主体となったまちづくりの中心かつ効果的な手法となる地区計画や各種協定の情報発信に努め、制度等の活用を推進します。

さらに、勉強会や出前講座等、職員が丁寧に説明する機会の開催を検討し、住民のまちづくりへの関心や意欲の向上を図ります。

(3) 住民が主体となったまちづくりの推進

住民が町の政策や地域づくり活動に参加できるように、本計画の見直しや本計画内で示されたプロジェクト等を実施する場合には、計画を検討する段階から主体的に参加できる機会を創出します。

また、地域との適切な役割分担のもとで自治会やコミュニティ組織等との連携を深めながら、更なる地域活性化に向けた支援に取り組んでいきます。

さらに、住民協働を推進するため、住民のニーズに応じて人材や団体の適切なコーディネートを行い、住民相互の情報交換を促進します。

(4) 官民連携によるまちづくりの推進

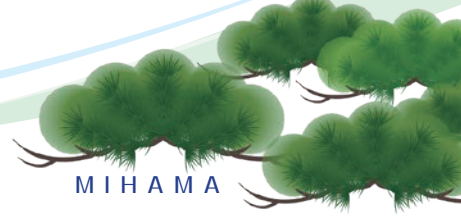
清掃活動、環境活動、イベント運営等、民間事業者が主体となった地域活動を促進するほか、住民が主体となったまちづくりに対しても民間事業者の参画を働きかけ地域の活性化に貢献するよう努めます。

公共施設の整備・更新・維持管理・運営を検討する際には、民間事業者のノウハウ等を積極的に活用することを検討します。

さらに、官民連携による社会的課題の解決に向け、民間事業者の提案等を積極的に受け入れることを検討します。

(5) まちづくりにおける広域連携

住民の生活圏や経済圏の広がり、さらに国内外における様々な活動領域の広がりを踏まえ、都市計画だけでなく様々な行政分野において、地域活性化や交流の促進、住民サービスの向上等の観点から、御坊市や日高町等の日高圏域の自治体との広域的な連携を図ります。



(6) 指導・手続きの運用

1) 適切な開発・建築への指導

安全で快適なまちづくりを進めるため、都市計画法、建築基準法及び条例等に基づき、適正な開発となるよう努めます。

また、必要に応じて地区計画、建築協定を活用し、壁面後退、生垣の設置、色彩の管理等の建築規制を行い、居住環境の保全及び向上に努めます。

2) 良好な景観形成に対する指導

「和歌山県景観条例」の適切な運用や「和歌山県景観計画」の活用を図り、良好な景観形成に努めます。

さらに、「和歌山県屋外広告物条例」に基づき違反広告物に対する是正指導に努めます。

(7) 都市計画マスタープランの見直し

計画策定後、概ね8年が経過した段階で施策や事業の進捗状況や社会情勢、住民意向の変化を勘案し、計画内容全体について適切な見直しを行うこととします。

なお、本町の上位計画の改定により目指すべき将来像や都市構造が大きく変化する場合や不測の災害・事故等により土地利用や都市施設の配置を見直す必要がある場合は、目標年次によることなく適宜計画を見直します。



美浜町都市計画 マスタープラン

概要版

発行 和歌山県美浜町

〒644-0044 和歌山県美浜町和田 1138-278

TEL (0738) 22-4123 (代表)

FAX (0738) 23-3523 (代表)

URL <http://www.town.mihama.wakayama.jp/>

編集 美浜町 農林水産建設課